

社会福祉施設におけるモデル避難 計画

【自然災害対策編】

平成26年11月

長崎県福祉保健部

● ● 施設避難計画（自然災害対策編）

まえがき

1. 目的

この計画は、地震及び風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）に対する防災対策及び災害時において必要な基本的事項を定めることによって自然災害から利用者及び職員の人命の安全の確保を図ることを目的とする。

2. 施設管理者の役割

施設管理者は、気象情報（注意報、警報、その他の情報）及び地震（津波）に関する情報を速やかに入手できる体制を整備し、（法人名・施設名）として、入所者等を適切に避難させるとともに、地元自治体（県・市）との連携により、避難に関する情報を早期かつ正確に入手し、避難先での入所者のケア等を実施する。

このため、施設管理者は、本計画に基づき施設職員を指揮し、業務を行なう。

3. 避難計画の作成及び変更

防災対策等の実施にあたっては、県、市町、消防署及び警察署はもとより、消防団等の地元関係者、他の施設及び利用者の家族とも十分に連携を図る。

県及び市町地域防災計画は、年1回程度改訂されるので、本編・資料編の関係箇所を確認するとともに、

施設において、毎年度、見直しを行い、必要に応じて、避難計画を修正する。

また、県からガイドラインの改訂通知があったときは、適宜見直しを行う。

まえがき	1
1. 目的	1
2. 施設管理者の役割	1
3. 避難計画の作成及び変更	1
I 平常時における対策	6
1. 施設の状況確認	6
(1)立地の確認	6
(2)入所者、職員数	7
(3)設備の確認	7
① 情報収集・伝達手段	7
② 保有車両等	7
③ 避難用備品	7
④ ライフライン(電気・ガス・水道)の代替手段	7
⑤ 家具等の転倒防止措置	7
2. 応急対策への備え	8
(1)情報収集手段の確保	8
(2)職員や施設内外との連絡体制の整備	8
(3)災害対応組織、職員の役割分担	8
(4)危険物の管理、確認	8
(5)利用者リストの準備	9
① 担送、護送、自走(独歩)の別により記載	9
② 持病、使用医薬品等を記載	9
(6)食糧等の備蓄	9
(7)防災訓練、防災教育の実施	9
① 施設内の防災訓練の実施	9
②防災教育の実施	9
【研修内容】	9
(8)地域住民とのネットワークの構築	10
3. 避難への備え	10

(1)避難先の確保	10
① 一般の避難所への避難が困難な利用者	10
② 自然災害発生時(発生のおそれ)における利用者	10
(2)避難車両の確保	10
(3)避難経路の確認	11
(4)入所者の避難方法の周知	11
(5)時間帯、気候等状況に応じた避難への対応	11
(6)夜間等の職員の参集	11
(7)持参する資機材	11
 II 気象警報等発表時の対策	12
 1. 情報収集・情報伝達及び態勢の確立	12
雨の強さと降り方(※気象庁ホームページから抜粋)	12
風の強さと吹き方(※気象庁ホームページから抜粋)	12
(1)テレビ、ラジオ等からの情報入手等	13
(2)市町防災担当課や防災関係機関との連携	13
(3)災害対応組織の設置	13
(4)職員、利用者への定期的な情報提供	13
(5)冷静な行動指示	13
(6)警戒体制	13
(7)初動態勢の確立	14
① 消火活動の準備	14
② 救護活動の準備	14
③ 緊急物資確保の準備	14
④ 避難誘導の準備	14
 2. 避難誘導等	15
 (1)状況に応じた避難先の選定	15
① 施設内での待機	15
② 避難場所の選定	15
(2)避難先との連絡	15
(3)避難手段と避難経路の選択	15
① 避難手段の準備	15
② 避難経路の安全性確認	15
③ 誘導方法の確認	15
④ 避難名簿と安全確保	15
(4)情報伝達、家族への引継ぎ等	16

(5) 支援者の確保	16
(6) 市町、防災関係機関への連絡	16
(7) 避難中のケア	17
III 災害発生時の対策	18
1 災害発生時の特徴	18
(1)一瞬の出来事	18
(2)外部との連絡途絶、孤立状態の継続.....	19
(3)二次災害の発生	19
2 災害発生時の対応策.....	19
(1)情報の収集と避難の開始	19
(2)入所者等の避難誘導	19
① 避難先と避難経路の選択.....	19
② 避難を実施する場合の対応	19
③ 避難が不要な場合の対応	20
④ 安全点検	20
(3)施設が使用不能となった場合	20
① 家族等への引き継ぎ	20
② 他の社会福祉施設等の要請	20
(4)必要な連絡	20
3. 災害発生時における地域での役割	21
(1)地域での安心拠点	21
(2)地域連携の重要性	21
(3)日時経過による救援の役割分担の変化	21
① 被災当日	21
② 2日目以降	22
③ 行政や他の施設からの要請への対応	22
IV 職員の役割分担等	23
1. 施設滞在時	23
(1)指揮班	23
(2)情報収集・伝達班.....	23
(3)避難誘導班	24
2. 避難先施設において	24

(1) 指揮班	24
(2) 情報収集・伝達班	24
(3) 避難誘導班	24
V 参考資料	25
1. 防災情報連絡網（様式例）	25
2. 設備等点検整備表（様式例）	26
3. 災害時支援カード（様式例）	27
4. 利用者移送計画（様式例）	27
5. 救急医薬品一覧表（様式例）	29
6. 備蓄品等一覧表（様式例）	30
7. 初動対応事項一覧表（様式例）	32
VI 用語集	33
【あ行】	33
【か行】	34
【さ行】	36
【た行】	37
【は行】	40
【や行】	43
【ら行】	43

I 平常時における対策

1. 施設の状況確認

(1) 立地の確認

本施設の所在地

●●市●●町●番●号

施設設置年月日

●年●月●日 建設 (●年一部改修)



※昭和56年5月31日以前の建物について

耐震診断の実施及び耐震性の有無

耐震診断 実施済み ・ 未実施

診断結果 耐震有り ・ 耐震無し

耐震補強 実施済み (○年○月○日) ・ 未実施

本施設は、急傾斜崩壊危険区域（地すべり危険箇所、土石流発生危険渓流等）に立地しており、地震、台風及び局地的豪雨等により甚大な被害を受ける恐れがあり、災害発生時において迅速かつ適切な行動が取れるよう、日ごろから職員一人ひとりが防災意識を高めることによって災害に備えるものとする。

本施設は、主要地方道●●●線沿いに位置し、来客用駐車場も施設に隣接し、普通車●台の駐車が可能である。

コメント:

ア 起こりうる災害は、施設が立地している地盤や地形など立地環境から予測できる場合があります。県や市町で作成している「地域防災計画」や「各種防災マップ」などでは、地震(津波)、風水害(河川等はん濫、土石流、がけ崩れ、地すべりなど)の区分ごとに、河川はん濫・津波の浸水想定区域図、土砂災害危険箇所や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、また、災害履歴などを掲載しているところもあります。それらの情報は、施設の災害予測に役立ちますので事前に確認しておきましょう。

なお、土砂災害危険箇所については、長崎県電子国土総合防災 GIS (<http://www.pref.nagasaki.jp/sb/gis/agree.php>)でも確認できます。

イ 施設が土砂災害警戒区域に指定されると、市町が施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めたり、「土砂災害ハザードマップ」を作成したりします。

「土砂災害ハザードマップ」には、土砂災害(特別)警戒区域の範囲、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、避難場所等が記載されており、施設の災害予測や迅速な避難行動に役立ちますので確認しておきましょう。

ウ 地下室は、「地上の冠水で一気に水が流れ込む。」「浸水で、電灯が消え、暗闇となる。」「外の様子が見えない。」「水圧でドアが開かなくなる。」など危険な場所であることを認識しておきましょう。

(2) 入所者、職員数

本施設の入所定員は、●人、●年●月●日現在、入所者は、●人、職員数は、●人である。

(3) 設備の確認

① 情報収集・伝達手段

- ・ 情報収集

防災ラジオ、テレビ、防災行政無線（個別受信機）、携帯電話、衛星携帯電話（配備している資機材を記載）

- ・ 情報伝達

施設内の一斉放送システム等（配備している資機材を記載）

② 保有車両等

車種	車種	車番	定員	備考
普通車	トヨタ ●●	**-**	5人	
マイクロバス				

③ 避難用備品

災害用持ち出しセット ・・・ ●セット

避難用持ち出し袋（入所者用）・・・ ●セット

大人用おむつ ・・・

常備薬

・・・

④ ライフライン（電気・ガス・水道）の代替手段

飲料水貯水槽兼用受水槽（●トン）

自家発電装置（●時間対応可能）

災害時のために飲料水貯水槽兼用受水槽や自家発電装置の設置を検討する。

⑤ 家具等の転倒防止措置

家具の転倒防止措置 ・・・ 濟、未済み

廊下、食堂、ホールなどには転倒して、避難の妨げとなる不必要な備品等はおかないようにし、書棚、ロッカー等は床、壁に金具などで固定しておく。

2. 応急対策への備え

コメント：台風、大雨等の風水害は、気象警報や前兆現象により、災害発生前に避難のための準備が可能である。日頃から危険箇所の確認や気象情報の入手方法を確認するとともに、夜間での対処方法等についてもイメージして備えておくことがだいじです。

地震や津波災害は、いつでもどこででも起こりうるが、突然、起こることを理解して、地震の揺れからいかにして身を守るか(耐震化、家具の固定等)や、発生した際にどのように対応(避難)するのかをイメージして、備えておく必要があります。

(1) 情報収集手段の確保

地元自治体からの連絡手段の確認及び地元自治体への連絡先を確認する。

また、地元自治体の「防災メール」の受信登録及び職員への登録を指導する。

情報収集手段（テレビ、ラジオ、地元自治体のホームページ、ケーブルテレビの告知端末等）の整備に努める。

(2) 職員や施設内外との連絡体制の整備

緊急時に備えて、防災連絡網や緊急連絡先一覧表等を作成する。

（緊急連絡先例示）

民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団体、社会福祉協議会、家族市町担当課、消防、警察、協力医療機関、電気設備等保守管理業者等施設外部と電話が通じない場合の緊急時の連絡方法を検討しておく。

（連絡方法例示）

メール、災害伝言ダイヤル等

(3) 災害対応組織、職員の役割分担

大雨、洪水等の注意報、警報、特別警報、土砂災害警戒情報や地元自治体（県）等からの避難勧告、避難指示等の情報を入手した場合に、本計画に基づき災害対応のための災害対策本部を設置できるよう、職員の役割分担等を整理する

職員の役割分担

・・・班

・・・班

・・・班 ⇒ 詳細は、「III 職員の役割分担等」に記載

(4) 危険物の管理、確認

ガスの供給元栓の場所を確認するとともに、

火気使用器具（ガスコンロ）等や可燃性危険物からの出火や延焼に対する予防対策を検討しておく。

(5) 利用者リストの準備

安否確認のため、利用者に関する情報を電子データ及び紙ベースで管理し、必要となった場合に、市町災害対策本部等に提供できるように準備しておく。

- ① 担送、護送、自走(独歩)の別により記載
② 持病、使用医薬品等を記載

コメント：施設の実情に応じて、具体的に記載する

※ 平常時においては、個人情報保護の観点から情報の管理に十分留意しておく。

(6) 食糧等の備蓄

食糧の備蓄と緊急時に必要となる物資、機材のリストを作成し、非常用持ち出しセットを準備しておく。

入居者の避難持ち出し袋も準備しておく。

(7) 防災訓練、防災教育の実施

① 施設内の防災訓練の実施

施設長は、防災計画を作成のうえ、情報収集、情報伝達、避難誘導などの決められた役割分担、任務に基づいて、定期的に施設内の防災訓練を実施する。

その際には、可能な限り、利用者にも参加を促す。

②防災教育の実施

災害の基礎知識、平常時の防災や災害時の役割等の防災教育を毎年度（研修の頻度を記載する。採用時、年1回等）、実施する。

【研修内容】

例示

- (i) 気象情報
- (ii) 地震への備え
- (iii) 避難誘導（誰が誰をどこへ避難させるのか、要介護者の避難方法等）
- (iv) 避難計画の周知

区分	実施回数	実施要領
職員	新規採用	採用時〇回
	継続雇用	年〇回
入所者家族	新規利用	入所時〇回

継続利用	1年〇回	災害時の避難計画の説明・家族会議等で説明
------	------	----------------------

(8) 地域住民とのネットワークの構築

高齢者をはじめ、障害者や子どもなど（以下「高齢者等」という。）が安全に避難するためには、周辺の地域住民の協力や理解が不可欠となる。

地域の行事への参加など、日頃から積極的に地域との交流に努める。

地域で実施する防災訓練に積極的に参加することなどにより、地域とのコミュニケーションを図るとともに、施設と地元消防団、自主防災組織や町内会、婦人防火クラブ等の民間防火組織の間で、あらかじめ災害時に支援が得られるよう努める。

3. 避難への備え

(1) 避難先の確保

① 一般の避難所への避難が困難な利用者

一般の避難所への避難が困難な利用者の避難先は、次の施設とする。

○○老人ホーム

所在地 ○○

連絡先 ○○（電話番号、FAX、メールアドレス等）

担当者

△△老人ホーム

所在地 △△

連絡先 △△（電話番号、FAX、メールアドレス等）

担当者

② 自然災害発生時(発生のおそれ)における利用者

自然災害発生時における利用者の避難先は、次の施設とする。

○○老人ホーム

所在地 ○○

連絡先 ○○（電話番号、FAX、メールアドレス等）

担当者

△△老人ホーム

所在地 △△

連絡先 △△（電話番号、FAX、メールアドレス等）

担当者

(2) 避難車両の確保

施設車両・職員車両及び近隣地域住民等の協力車両で必要数を確保するが、必要数

に満たない場合は、市町や防災関係機関（警察、消防）にその旨を説明し、協力が得られるようにしておく。

避難車両数 総計 台 人分
内訳)

(3) 避難経路の確認

避難経路について、複数の経路を確認し、必要に応じ、訓練等で実査を行う。

避難経路 1 ~ ~ ~

避難経路 2

避難経路 3

あらかじめ避難経路を記載し、誰もが確認できる場所に掲示する。

(4) 入所者の避難方法の周知

入所者ごとに避難する方法（徒歩、車いす、ストレッチャー等）を色分け等により、職員が認識できるようにしておくとともに、プラカード、ゼッケン等を準備しておく。

(5) 時間帯、気候等状況に応じた避難への対応

日中、夜間等の時間帯、気象状況をはじめ、避難時における職員数や利用者の状態、地域住民等の応援体制の状況に応じた避難について、検討しておく。

(6) 夜間等の職員の参集

職員の参集が必要な事象をあらかじめ整理し、職員の参集が必要な場合には、速やかに防災情報連絡網により連絡し、参集できる体制を整備する。

(7) 持参する資機材

災害用持ち出しセットや入居者の避難用持ち出し袋、特に、通常の避難所で準備することが困難な大人用紙おむつ、軟らかい食糧、常備薬を準備しておく。

また、避難時には必ず持ち出すよう、職員に周知しておく。

II 気象警報等発表時の対策

1. 情報収集・情報伝達及び態勢の確立

雨の強さと降り方（※気象庁ホームページから抜粋）

1 時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	災害発生状況
10 以上～ 20 未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要。
20 以上～ 30 未満	強い雨	どしゃ降り。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30 以上～ 50 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。 都市では下水管から雨水があふれる。
50 以上～ 80 未満	非常に激しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)。	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80 以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。 恐怖を感じる。	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要。

風の強さと吹き方（※気象庁ホームページから抜粋）

平均風速 (m/s)	予報用語	人への影響	屋外・樹木の様子
10 以上～ 15 未満	やや強い風	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れる。電線が鳴る
15 以上～ 20 未満	強い風	風に向って歩けない。 転倒する人もでる。	小枝が折れる。
20 以上～ 25 未満	非常に強い風	しっかりと身体を確保しないと転倒する。	
25 以上～ 30 未満		立っていられない。屋外での行動は危険。	樹木が根こそぎ倒れはじめる。
30 以上～	猛烈な風		

(1) テレビ、ラジオ等からの情報入手等

施設の管理者は、テレビやラジオ、インターネットなどの最新の情報に注意し、事故の段階に応じて、職員を参集させる。(参集基準の整備)。

衛星携帯電話等の非常用の通信手段を活用し、市町災害警戒本部等へ連絡をとり、必要な情報収集を行う。

(2) 市町防災担当課や防災関係機関との連携

地元自治体（県・市）の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報を入手し、その情報を共有するなど、最新の情報を把握するとともに、避難支援者や防災関係機関との連携を図る。

(3) 災害対応組織の設置

これまでの災害発生時の前兆現象に似ている、気象情報や気圧配置等からして被害が発生する可能性があると判断した場合、又は、市町から避難準備情報が出された場合、並びに地元自治体（市町・県）等から、避難を要する程度の災害が発生する可能性があるという情報を入手した場合は、本計画に基づき災害対応のための災害対策本部を設置するとともに、今後の避難指示、屋内退避指示等も想定した避難準備体制をとる。

(4) 職員、利用者への定期的な情報提供

定期的に情報を職員や利用者へ伝えることにより、施設内の不安解消に努める。

(5) 冷静な行動指示

緊急避難の際には、利用者の身体状況に応じて、冷静な対応が取れるよう、あらかじめ決められた避難方法（車いす、ストレッチャー、徒歩）による。

(6) 警戒体制

大雨警報、洪水警報、暴風警報、土砂災害警戒情報など、発表内容に応じた応急措置を講じる。

河川はん濫や高潮時には、高地や階上への避難を行う。

台風等による豪雨時の土砂くずれ、河川はん濫などに備え、ガラス破損時の布製ガムテープの準備、浸水防止用木材（止水板等）、金具、工具等による応急措置の準備を行う。

車両を安全な場所へ移動させる。

コメント

ア 局所的に発生する集中豪雨は、予測が困難で、注意報や警報等は急に発表されることがあります。常時、警報等の情報に気をつけましょう。

イ 土砂災害は一瞬にして起こります。土砂災害警戒情報に注意するとともに、斜面の状況にも注意を払い、普段とは異なる状況に気がついた場合には直ちに安全な場所に避難してください。特に、高齢者等は逃げ遅れる危険が大きいので、早めの避難が大切です。

ウ 危険な前ぶれ(前兆現象)を察知しましょう。

- ・ 川の水かさが急激に上昇する。
- ・ 水が濁り、流木などが流れてくる。
- ・ がけから音がする。小石が落ちてくる。
- ・ 斜面にひび割れや変形がある。
- ・ がけや斜面から水が噴出している。
- ・ がけからの水が濁っている。
- ・ 山がミシミシと音をたてる。
- ・ 雨が降り続いているのに川の水位が下がっている。(鉄砲水の前兆)

(7) 初動態勢の確立

① 消火活動の準備

火元を点検し、ガスの閉栓や電熱器具を切るなど、不要な火気の使用を制限する。火災の発生を防ぐため、その他危険物の保管、設置について緊急チェックを行う。

② 救護活動の準備

必要な医薬品、衛生用品、担架、車椅子など救護運搬用具が揃っているか確認する。利用者の健康状態を確認し、各々に対応した救護活動を準備し、避難が必要になったときに備える。

③ 緊急物資確保の準備

食糧や機材などを点検し、補充が必要なものは、緊急に確保するよう努める。

④ 避難誘導の準備

利用者の避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、などについて確認するとともに、避難経路、避難方法について確認する。

2. 避難誘導等

(1) 状況に応じた避難先の選定

① 施設内での待機

立地条件及び気象の状況等から、施設内が安全と判断される場合には、施設内の安全な場所で待機する。

② 避難場所の選定

市町災害対策本部から避難指示がある場合や、施設長が、施設の立地条件により施設内に留まることが危険と判断した場合には、周囲の状況を確認し、事前に選定した避難場所のどこへ避難するか判断する。

(2) 避難先との連絡

(避難決定前)

あらかじめ選定（協定締結）した、避難先●●に対して、避難指示があった場合の避難者数（入所者、職員）、避難経路及び必要となる資機材等について連絡する。

(避難決定後)

避難開始時に、避難先に対して、避難者数、避難経路及び必要となる資機材等について、連絡する。

(3) 避難手段と避難経路の選択

① 避難手段の準備

河川がはん濫した場合は、車での脱出は困難となることを踏まえ、車での避難が必要となる可能性がある場合には、河川のはん濫前の避難を検討する。

② 避難経路の安全性確認

県や市町の災害対策本部やテレビ、ラジオなどの報道からの情報に注意し、避難経路のうちから、安全性の高いものを選択する。

③ 誘導方法の確認

施設の建物外に避難する必要があるときには、利用者の服装を検討し、防寒や防水などの対応できるか確認する。また、落下物から身を守るためのヘルメットの装着等を行う。

④ 避難名簿と安全確保

避難誘導は、利用者の氏名を名簿等で確認しながら行う。

また、悪条件（降雨が冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）の中での移動が予想されるため、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動などに留意する。

避難先に着いたら、直ちに点呼などにより名簿等と照合し、利用者の避難誘導が安全確実に行われたかを確認し、施設長に報告する。

(4) 情報伝達、家族への引継ぎ等

入所者家族、関係機関等(必要に応じて具体的に記載)への避難情報等を伝達する。

入所者の家族、関係機関等(必要に応じて具体的に記載)へ避難先、出発予定時間、到着予定時間等を連絡する。

家族等への引き継ぎが可能な入所者(一般の避難所を利用可能なかた)を家族等へ引き継ぐ。

引取時の混雑から、人違いで他人へ利用者を引き渡すことがないよう、引き取りに来られた家族等に直接引き渡すとともに、引取者の氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を必ず残しておく。

(5) 支援者の確保

コメント:地元自主防災組織や町内会、婦人防火クラブ等の民間防火組織から得られる支援内容及び連絡先を記載。

(6) 市町、防災関係機関への連絡

施設からの避難を開始したときや避難先への避難が完了したときは、市町や関係防災機関へ連絡する。

種類	発表時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要配慮者避難情報)	<ul style="list-style-type: none">要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none">要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none">通常の避難行動ができる者は、計画された避難先等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none">前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況河川の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況人的被害の発生した状況	<ul style="list-style-type: none">避難勧告等の発令後で、避難中の方は、確実な避難行動をとる。発令された対象地域でまだ避難していない方は、ただちに避難行動に移るとともに、その行動に移る時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

(7) 避難中のケア

避難車両に同乗して避難中の入所者のケアを行う。

【避難予定場所】

(例) 福祉避難所：○○市○○地区 ○○市健康福祉センター

(電話：)

災害の状況等により、他の広域避難所へ避難先が変更になることもあり得る。

III 災害発生時の対策

1 災害発生時の特徴

(1) 一瞬の出来事

土砂災害や河川はん濫は、瞬時に発生し、立地環境により局的に甚大な被害をもたらす。

地震災害発生の場合には、まず、身の安全を確保し、揺れがおさまってから、火の元の確認、テレビ、ラジオ等による情報収集を行う。

沿岸の施設にあっては、大きな地震の後は、津波による被害からの迅速な避難を行う。

【気象庁震度階級関連解説表】

震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動するがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

電話等の不通による外部との連絡途絶や電気、水道、ガス等の供給が停止して施設の機能を麻痺させることがある。

また、これらのライフラインの復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦、被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となることがある。

(3) 二次災害の発生

次のような二次災害が発生する可能性があることに留意する。

- ・ 台風通過後の洪水、冠水、土砂災害、橋梁破損
- ・ 洪水の後の伝染病発生
- ・ 落雷後の火災、停電、感電死、家屋の破壊

2 災害発生時の対応策

コメント: 風水害の場合の対応を記載している。地震災害の場合は、揺れやテレビ等の情報から判断して、適切な避難を行う。

(1) 情報の収集と避難の開始

施設長は、ラジオ・テレビ、市町災害対策本部、警察、消防から正確な情報を入手したうえで、避難の必要性について適切な判断を行う。

過去の災害事例や気象警報、注意報等をもとに、高齢者等の利用者は、避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じる。

市町災害対策本部、消防署、警察などと連絡を密にし、避難準備情報があった場合には、避難体制を直ちに整え、施設長の判断のもと、早めに避難を開始する。

(2) 入所者等の避難誘導

① 避難先と避難経路の選択

避難誘導にあたっては、避難先や避難経路の状況、周辺地域の被災状況、救助活動の状況など、周辺の様子をできるだけ正確に把握し、避難経路が確保され可能な間に、速やかに避難を開始する。(洪水、土砂災害では、自動車での避難は困難となるので、注意が必要。)

② 避難を実施する場合の対応

施設長は、避難を開始する場合は、すみやかに利用者に伝え、職員に対して安全に避難場所まで誘導する手順を示す。

(a 点呼)

避難時は、逃げ遅れないようロープ等を利用して、無駄なく行動する。

なお避難時は、強風などによる断線した電線へ注意し、避難誘導の前後に全員の点呼を行い、安全に避難完了したことを施設長に伝達する。

(b) 緊急連絡カード

避難所では、被災地区から多くの住民が集まっており、どこの施設からの避難者であることが分かるようゼッケン、緊急連絡カードの着用等を利用し、混乱を防止するよう努める。

(c) 協力医療機関等との連携)

協力医療機関等との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した利用者がいた場合は、必要な応急処置を行って、受け入れ可能な医療機関等へ入院等の協力を依頼する。

(d) 健康管理)

避難生活の長期化に伴い、利用者のケア、施設職員の健康管理などが必要になるので、スタッフと打ち合わせを行いながら、必要なケアを計画的に実施する。

③ 避難が不要な場合の対応

災害発生時は、施設自体が安全であっても、状況によっては周辺から孤立した状態となることも考えられるので、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、施設職員が協力して利用者の安全確保にあたる。

ライフライン停止時は冷暖房装置が使えず、利用者の適切な体温維持に留意する。

④ 安全点検

使用を開始する前に、給水、供電などのライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する。

また、施設内におけるガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検する。

(3) 施設が使用不能となった場合

① 家族等への引き継ぎ

利用者の家族等で被災を免れた方がいる場合、状況を説明し、速やかに家族等へ引き継ぐ。

② 他の社会福祉施設等の要請

利用者の家族等も同時に被災した場合、他の社会福祉施設等での受入れを要請する。

(4) 必要な連絡

利用者の安全の確保を第一に、必要な措置等を取った後、被害の状況や必要な支援について、市町などの防災関係機関とあらかじめ確認しておいた情報伝達手段により、連絡を取り合う。

3. 災害発生時における地域での役割

(1) 地域での安心拠点

施設が、使用できる場合は、社会福祉施設等の使命として、地域の安心拠点として救援活動を行うことが求められる。

その際、防災活動の順位は次のとおり。

第一に、施設内利用者の救護と安全確保

第二に、地域の被災者への救援活動

第三に、市町灾害対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

(2) 地域連携の重要性

大規模な災害後、2～3日間は、外部からの援助がほとんど困難な場合もあると考えられ、その際は、地域ぐるみで、人的・物的資源を総動員して、しのぐこととなる。

被災後施設が使用できる場合には、施設長（又は臨時の管理者）の指揮のもと、必要な救援活動を地域と連携してすみやかに実施するよう努める。

- ・避難所の提供
- ・一時利用者の受入れ
- ・負傷者の手当、ケアの実施

地域から期待されている以下の対応については、可能な限り対応する。

- ・冬期における暖房具の確保
- ・入浴施設の開放
- ・送迎付き入浴サービス
- ・清拭の実施
- ・給食調理サービス
- ・消耗品の確保
- ・洗濯等の委託
- ・介護相談の実施
- ・高齢者世帯巡回訪問
- ・健康チェック、声かけ、不安解消 など

(3) 日時経過による救援の役割分担の変化

日時の経過とともに、施設に求められる役割も変化するため、地域における安心、安全の拠点として、可能な限り対応する。

① 被災当日

被災当日は、地域と連携して、被災者の居場所確保に協力する。

② 2日目以降

2日目以降は、備蓄した飲料水、食糧を被災者へも提供するなど、地域での災害対策に可能な限り協力する。

③ 行政や他の施設からの要請への対応

市町災害対策本部、消防、警察、他の社会福祉施設等から要請があった場合には、可能な限り地域の高齢者等を一時受入れを行う。

IV 職員の役割分担等

(例示)

1. 施設滞在時

(1) 指揮班

- 1)施設管理者を補佐し、各班へ必要な事項を指示
- 2)施設利用者の状況把握（入所者、家族、出入業者、ボランティア、福祉避難所への避難地域住民及び職員の人数や健康状態等）
- 3)関係事業所（併設通所事業所、訪問事業所、同一法人施設）への支援打診
- 4)避難に関する市町災害対策本部（担当課）との連絡（避難人数、必要となる車両、資機材、支援員等の連絡及び車両到着時刻等の調整）
- 5)入所者以外の施設出入り者（家族、出入業者、ボランティアなど）へ退去等の指示（必要に応じて、入所者支援を依頼する場合もありうる）
- 6)備蓄食糧及び資機材、非常持ち出し品の点検・確保等

【備蓄品及び非常持ち出し品(例示)】

備蓄品目	備蓄場所	備考
介護記録		
食糧備蓄品		
処方箋、処方薬、写真付き資料 (本人確認用)		
携帯ラジオ、懐中電灯、拡声器、乾電池、発電機、無線機		
応急医薬品（消毒薬、鎮痛剤、下痢止め、応急セット、包帯、絆創膏、カットバン、ガーゼ、目薬、携帯用吸入器及び酸素ボンベ、AED等）、オムツ（紙オムツ）Pトイレブルーシート、毛布、体交マクラ		

7)広域福祉避難所立ち上げのための先発隊の派遣対応

8)避難状況の確認

(2) 情報収集・伝達班

- 1)地元自治体（県・市町）が発表する情報を迅速に入手し、指揮班に伝達
- 2)非番職員への参集指示等の伝達

3)入所者家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）への避難情報等の伝達

(3) 避難誘導班

- 1)地元自治体（市町）から避難指示または屋内退避指示が発令された場合の屋内への避難誘導及び防護措置（窓締め、ベッドの移動等）の実施
- 2)施設所有及び地元自治体（県）が手配した避難車両等までの誘導及び乗車補助
- 3)避難車両等への備蓄物資等の積み込み
- 4)避難車両等でのケアの実施

2. 避難先施設において

(1) 指揮班

- 1)施設管理者を補佐し、各班へ必要な事項を指示
- 2)施設利用者の避難先での状況把握（入所者、家族、出入業者、ボランティア及び職員の人数や健康状態等）
- 3)関係事業所（併設通所事業所、訪問事業所、同一法人施設）への支援打診
- 4)避難に関する市町災害対策本部（担当課）、受入市町災害対策本部との連絡（必要となる支援、資機材、支援員等の連絡等の調整）

(2) 情報収集・伝達班

- 1)地元自治体（県・市町）が発表する情報を迅速に入手し、指揮班に伝達
- 2)入所者家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）との連絡調整

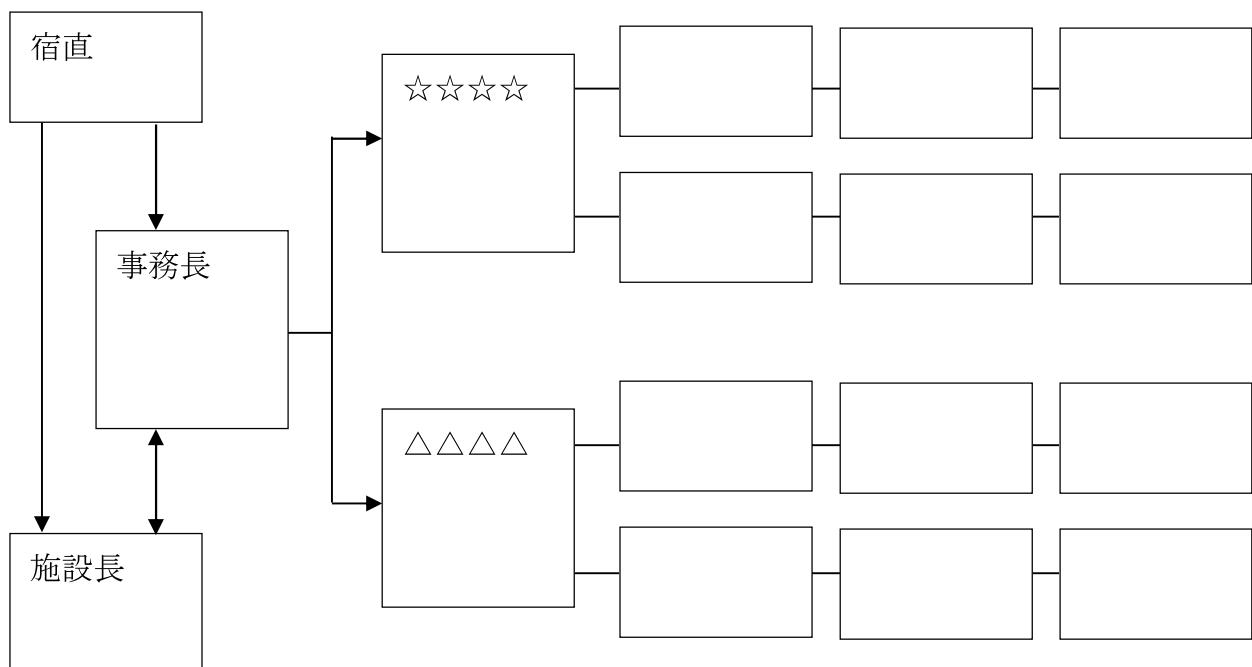
(3) 避難誘導班

- 1)避難先施設との連携
- 2)避難先施設への備蓄物資等の積み込み
- 4)避難先施設でのケアの実施

V 参考資料

1. 防災情報連絡網（様式例）

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話 携帯メール	通勤時間
施設長	○ ○ ○ ○			----- -----	
事務長	□ □ □ □			----- -----	
ケアマネジヤー	☆ ☆ ☆ ☆			----- -----	
看護職員	△ △ △ △			----- -----	
:	:			----- -----	
介護職員	▽ ▽ ▽ ▽			----- -----	



2. 設備等点検整備表（様式例）

点検整備表

対象物	点検事項	点検担当者
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の耐火性及び耐震性（構造、内装、防火区域等）に異常がないか ○建築物の基礎・土台が老朽化していないか ○外壁又は内壁に亀裂による落下の恐れがないか ○出入口、廊下及び階段に転倒するおそれがある物又は落下するおそれがある物がないか ○照明器具、時計等は固定されているか ○防火扉の破損等はないか ○機材及び設備が倒壊するおそれがないか ○安全な避難経路が確保されているか 	
火氣使用設備器具関係	<ul style="list-style-type: none"> ○火氣使用設備（ボイラー・ガス関係設備・湯沸所等）、火氣使用器具（炊事器具、暖房器具及び電気器具全般）の安全性及び耐震性はどうか ○火氣使用設備などは転倒又は落下しないか ○火氣使用器具の台座が安全になっているか ○周囲から転倒又は落下するものはないか ○火氣使用器具の周囲に燃えやすいものが置いてないか ○ポンベ等の燃料容器の転倒防止ができているか 	
係 消 防 用 設 備 関	<ul style="list-style-type: none"> ○消火器等が指定された場所にあるか ○消火器が転倒又は落下し、損傷を受けることはないか ○消火栓及び火災報知機の点検・管理は適切に行われているか 	
資 機 材 避 難 用 関	<ul style="list-style-type: none"> ○担架、車椅子等の管理が適切に行われているか ○移送用車両・ゴムボート等の整備は適切に行われているか 	

3. 災害時支援カード（様式例）

氏名等	フリガナ	○○○○ ○○ ○○	年齢	歳
	氏名	□ □ □ □	生年月日	年月日生
留意事項	血液型	型	性別	男・女
	持病		その他 特記事項	

利用者の状況等

利用者の状況			
必要な介護等			
服薬の状況	有(薬名:)・無	服薬時期	

家族（保護者）等の明細

氏名	¹	²	³
利用者との続柄			
住所			
電話番号			
勤務先			
緊急時の連絡方法			
家族等と異なる場合、その理由			

利用者の引継確認事項【家族（保護者）・避難先施設等】

	引継場所	引継先（家族等）	続柄	日時	確認方法	引継責任者
1						
2						

※ 平常時においては、個人情報保護の観点から情報の管理に十分留意しておく。

4. 利用者移送計画（様式例）

(第 班)

1	移 送 責 任 者	【平日】	
		【休日】	
2	被移送者 (利用者)		【状態】
			【状態】
3	移送場所		
4	移送方法	【所要推定時間 : 】	
5	移送経路		
6	移送に必要な 資機材 (不足する場合 の調達方法 (調 達先・連絡先))		
7	備考		

5. 救急医薬品一覧表（様式例）

分類	品名	数量	保管場所	使用期限
内服薬				
外用薬				
■ ■				
その他				

6. 備蓄品等一覧表（様式例）

分類	品名	数量	保管場所	使用期限
飲料水、食料等	飲料水			
	米			
	非常食			
	なべ			
	食器			
	カセットコンロ			
	:			
情報機器	ラジオ			
	携帯テレビ（ワンセグ）			
	メガホン			
	携帯電話（充電器含む）			
	:			
照明等	懐中電灯			
	ローソク（ローソク台を含む）			
	携帯用発電機			
	電池			
暖房資材	石油ストーブ			
	灯油			
	携帯カイロ			
	:			
作業資材	スコップ			
	ツルハシ			
	合板			
	のこぎり			
	:			
移送用具	車いす			
	ストレッチャー			
	担架			
	おんぶ紐			
	:			
避難用具	地図			
	テント			
	ビニールシート			

分類	品名	数量	保管場所	使用期限
	ヘルメット			
	防災ずきん			
	避難用車両			
	移送用ゴムボート			
	ロープ			
	:			
医薬品等	医薬品			
	ガーゼ			
	包帯			
	:			
衛生用品	紙おむつ			
	生理用品			
	:			
その他	タオル			
	下着			
	:			
非常持ち出し品	: (担当 ; ○○)			
:	:			

7. 初動対応事項一覧表（様式例）

初動対応

初動対応者名 (住所)	地震・津波災害	風水害・土砂災害	
(　　)	(対応事項)	(対応事項)	
(　　)	(対応事項)	(対応事項)	
(　　)	(対応事項)	(対応事項)	
(　　)	(対応事項)	(対応事項)	
(　　)	(対応事項)	(対応事項)	
(　　)	(対応事項)	(対応事項)	

VI 用語集

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」巻末資料から抜粋。
ガイドラインで新たに定義された用語には「※」を付している。

【あ行】

大雨警報（おおあめけいほう）

気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町単位で発表。

雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指數基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表。

大雨注意報（おおあめちゅういほう）

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町単位で発表。

大雨特別警報（おおあめとくべつけいほう）

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。

大雨特別警報には、雨量を基準とするものと、台風等の強度を基準とするものの2種類があり、各々の具体的な指標は以下のとおり。

■雨量を基準とする大雨特別警報

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。

① 48時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で50格子以上出現。

② 3時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

■台風等の強度を基準とする大雨特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

大津波警報（おおつなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

屋内安全確保（おくないあんぜんかくほ）※

屋内での待避等の安全確保措置のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

【か行】

解析雨量（かいせきうりょう）

アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布・強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせて、より精度が高い、面的な雨量を1キロメートル格子で解析したもの。

規格化版流域雨量指標（きかくかばんりゅういきうりょうししう）

流域雨量指標を、1991～2010年間の20年間の最大値に対する比率として表したもの。5キロメートル格子で表示し、およそその出現頻度を推定できる。例えば、この指標が0.50～0.69であれば1年に数回程度で発現する流域雨量指標であり、0.70～0.89であれば1年に1回程度、0.90～0.99であれば数年に1回程度、1.00～ならば過去20年程度で経験がない流域雨量指標であることを意味する。

危険潮位（きけんちょうい）※

その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮災害時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位。

基準面（きじゅんめん）

陸地の高さや海の深さの基準となる面のこと。潮汐に関する基準面には、潮位の観測基準面、東京湾平均海面、潮位表基準面、基本水準面等がある。

強風注意報（きょうふうちゅういほう）

気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町単位で発表。

記録的短時間大雨情報（きろくてきたんじかんおおあめじょうほう）

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合せた分析）したときに発

表される情報。

緊急地震速報（きんきゅうじしんそくほう）

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。

地震波には主に 2 種類の波があり、最初に伝わる早い波（秒速約 7km）を P 波、速度は遅い（秒速約 4km）が揺れは強い波を S 波という。この速度差を利用して、P 波を検知した段階で S 波による大きな揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度（秒速約 30 万 km）で伝わることから、S 波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震波が届く前に危険を伝えることができる。

警報（けいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波警報は全国を 6 に区分した津波予報区に対して発表する。

洪水警報（こうずいけいほう）

気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町単位で発表。

洪水注意報（こうずいちゅういほう）

気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町単位で発表。

洪水時家屋倒壊危険ゾーン（こうずいじかおくとうかいきけんぞーん）

洪水氾濫または河岸侵食により家屋の倒壊のおそれがある区域。

a) 洪水時家屋倒壊危険ゾーン（洪水氾濫）

河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

b) 洪水時家屋倒壊危険ゾーン（河岸侵食）

洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

降水短時間予報（こうすいたんじかんよほう）

1 時間降水量について分布図形式で行う予報。30 分毎に発表し、1km 格子単位で 6 時間後（1 時間～6 時間先）まで予報する。

降水ナウキャスト（こうすいなうきやすと）

降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、1km格子単位で1時間後（5分～60分先）まで予報する。

洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。

洪水予報河川は、流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川が対象となる。

【さ行】

災害・避難カード（さいがい・ひなんかーど）※

本ガイドライン（案）で提案する、水害（場合によっては複数の河川）、土砂災害、高潮、津波の災害毎に立ち退き避難の必要性、立ち退き避難する場合の場所を建物毎に整理して事前に記したカード。各家庭において、災害種別毎にどのように行動するのかを確認し、災害時は、市町が発する避難勧告等の情報をトリガーとして、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができる。

災害時要援護者（さいがいじょうえんごしゃ）

避難行動に必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難な者、災害から自らを守るために避難行動をとるのに手助けが必要な者（例えば、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）。

平成25年6月の災害対策法改正において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」を「要配慮者」と定義されている。

山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

都道府県林務担当部局及び森林管理局が調査した山地災害（山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり）による被害のおそれがある地区。

①山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により人家や公共施設等に災害（落石による災害を含む。）が発生するおそれがある地区

②崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

③地すべり危険地区

地すべりにより人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

水位周知河川（すいいしゅうちかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が水位情報を通知及び周知する対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。

水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

水防団待機水位（すいぼうだんたいきすいい）

水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。

【た行】

待避（たいひ）

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること。

本ガイドライン（案）における「屋内安全確保」の一つ。

台風情報（たいふうじょうほう）

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

a) 台風の実況の内容

台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10分間平均）、最大瞬間風速、暴風域、強風域。

b) 台風の予報の内容

72時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円）、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。

高潮警報（たかしおけいほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して概ね市町単位で発表。

高潮注意報（たかしおちゅういほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するために概ね市町単位で発表。災害の起こるおそれのある場合にのみ行う。

a) 高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれのある場合。

b) 高潮災害には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設等の損壊、船舶等の流出などがある。「異常潮」によるものを含む。

高潮特別警報（たかしおとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予

想される場合に発表。

■高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

竜巻注意情報（たつまきちゅういじょうほう）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に概ね 1 つの県を対象に発表される。有効期間は、発表から 1 時間。

注意報（ちゅういほう）

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波注意報は全国を 6 6 に区分した津波予報区に対して発表する。

潮位（ちょうい）

基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災気象情報における潮位は「標高」で表される。

「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）が用いられるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等が用いられる。

潮汐（ちょうせき）

約半日の周期でゆっくりと上下に変化する海面の水位（潮位）の昇降現象のこと。

津波警報（つなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

津波注意報（つなみちゅういほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であつ

て、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。

天文潮（てんもんちょう）

潮汐のうち、月や太陽の起潮力のみによって生じる海面の昇降現象。潮汐は、天文潮に気圧や風など気象の影響が加わったもの。

天文潮位（てんもんちょうい）

主として天文潮を予測した潮位のこと。推算潮位。過去に観測された潮位データの解析をもとにして計算される。

東京湾平均海面（TP）（とうきょうわんへいきんかいめん）

標高（海拔高度）の基準面。水準測量で使用する日本水準原点は TP 上 24.4140m と定義されている。以前は東京湾中等潮位と呼ばれていたが、現在は用いられていない。

特別警戒水位（とくべつけいかいすいい）

水位周知河川において、付近の住民が避難を開始するために設定された水位。氾濫危険水位と同意。

特別警報（とくべつけいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。

気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

津波は「大津波警報」として発表される。

土砂災害危険区域（どしゃさいがいきけんくいき）

都道府県が調査した土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）による被害のおそれがある区域。

①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地

②土石流危険区域

溪流の勾配が 3 度以上（火山砂防地域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域

③地すべり危険区域

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれ

があると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいけいかいくいき・どしゃさいがいとくべつけいかいくいき）

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

①土砂災害警戒区域

：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②土砂災害特別警戒区域

：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

土砂災害警戒情報（どしゃさいがいけいかいじょうほう）

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害警戒判定メッシュ情報（どしゃさいがいけいかいはんていめっしゅじょうほう）

土壤雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を 5km メッシュ毎に階級表示した分布図。「土砂災害警戒情報の補足的な情報」の一つ。気象庁 HP や防災情報提供システムで提供されている。

土壤雨量指数（どじょううりょうしすう）

降った雨が土壤にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。5km メッシュ、30 分毎に計算している。

【は行】

氾濫危険情報（洪水警報）（はんらんきけんじょうほう（こうずいけいほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなるときに発表される洪水予報。

洪水予報河川及び河川管理者により指定された河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合には、「××川氾濫危険情報」が発表される。

氾濫危険水位（はんらんきけんすい）

基準地点の受け持ち区間において、氾濫のおそれが生じる水位。

氾濫警戒情報（洪水警報）（はんらんけいかいじょうほう（こうずいけいほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達した場合又は氾濫危険水位に達すると予想された場合には、「××川氾濫警戒情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

氾濫注意水位（はんらんちゅういすい）

出水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。

氾濫注意情報（洪水注意報）（はんらんちゅういすい（こうずいちゅういほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達しさらに水位が上昇すると予想された場合には、「××川氾濫注意情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

氾濫発生情報（洪水警報）（はんらんはっせいじょうほう（こうずいけいほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなるときに発表される洪水予報。氾濫している地域では新たな避難行動はとらない。

洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、発表されることがある。

避難勧告（ひなんかんこく）

市町長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。

本ガイドライン（案）では、屋内安全確保も避難勧告が促す避難行動としている。

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。

避難指示（ひなんしじ）

市町長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。

本ガイドラインでは、避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者に立ち退き避難を促す。

また、土砂災害等から立ち退き避難をしそびれた者に屋内安全確保を促す。

津波災害については、立ち退き避難を促す。

避難準備情報（ひなんじゅんびじょうほう）

市町長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。

本ガイドライン（案）では、気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をすることを求める。

また、（災害時）要配慮者に、立ち退き避難を促す。

避難所（ひなんじょ）

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。

避難場所（ひなんばしょ）

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。

避難判断水位（ひなんはんだんすいい）

避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位。

府県気象情報（ふけんきしょうじょうほう）

警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説するために、各都道府県にある気象台などが適宜発表する情報。

暴風警報（ぼうふうけいほう）

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね 20m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）に発表。

暴風特別警報（ぼうふうとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くになると予想される場合に発表。具体的な指標は以下の通り。

■台風等を要因とする暴風特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島につ

いっては、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

【や行】

要配慮者（ようはいりょしゃ）

平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」のこと。

【ら行】

陸閘（りくこう）

河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能なように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。

流域（りゅういき）

ある河川、または水系の四囲にある分水界（二以上の河川の流れを分ける境界）によって囲まれた区域。

洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。

流域平均雨量（りゅういきへいきんうりょう）

河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。

流域雨量指数（りゅういきうりょうしすう）

河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。5km 四方の領域ごとに算出される。